

災害時要配慮者名簿登録に関する Q&A

篠栗町

Q1	どのような人が登録の対象となるのですか？
A 1	<p>災害時要配慮者名簿は、必要な情報を判断することが難しい人や災害から身を守る上で何らかの配慮を特に必要とする人で、高齢者や障がいのある人などを対象としています。</p> <ol style="list-style-type: none">65歳以上の一人暮らしの高齢者で、介護保険の要支援1・2、要介護1・2の認定を受けている人要介護認定者（介護保険の要介護3～5の認定を受けている人）障がい者<ol style="list-style-type: none">身体障害者手帳所持者 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由で1・2級（重度）の人療育手帳所持者（A（重度・最重度））民生委員・児童委員が特に支援の必要を認めた人<ol style="list-style-type: none">難病、その他の疾病等により自力での避難判断・避難行動が困難と認められる人家族等と同居しているが、当該家族等が就業等により不在となり、自力での避難判断・避難行動が困難と認められる人

Q2	登録の方法はどのようにするのですか？
A 2	<p>災害時要配慮者名簿への登録を希望する人は、篠栗町 福祉課 高齢者支援係（篠栗町役場1階 ⑨番窓口）にご相談ください。</p> <p>電話番号：092-947-1347（直通）</p>

Q3	登録をしない人は助けてもらえないのですか？
A 3	<p>災害発生時は、登録の有無に関わらず救助活動は行われますが、事前登録により地域の方からの避難支援や安否確認が迅速に行われます。</p>

Q4	登録すると必ず支援してもらえるのですか？
A 4	<p>災害はいつどのような形で起きるかわからず、避難支援者の被災などにより必ず支援が受けられるとは限りません。登録することで、避難等の支援を約束されるものではありませんので、登録される方はそのことをあらかじめご承知ください。</p>

Q5	登録した情報は、誰にどのように提供されるのですか？
A 5	提供していただいた情報は、町(福祉課、総務課)で保管するとともに、社会福祉協議会及び区長を通して、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉協力員に提供されます。また、消防・警察等へ提供されることもあります。

Q6	避難支援者の役割は何ですか？
A 6	災害時に、要配慮者の方へ災害に関する情報を伝えたり、避難の支援をしていただきます。

Q7	避難支援者になると責任がかかるのではないですか？
A 7	避難支援者も被災される場合があり、要配慮者への支援を確実に約束するものではありませんので、特段の事情がない限り責任を問われることはありません。 また、避難誘導時に浸水しているなど、安全が確保できない場合は、無理をせず町や消防署等に連絡してください。

Q8	登録した内容に変更があった場合は、どのようにすればよいのですか？
A 8	登録した内容に変更が生じた場合は、町へ変更事項をご連絡ください。特に施設への入所や長期にわたる入院の際は、一旦登録を取り消し、必要な場合には再度登録をしてください。

Q9	本人が申込みできないときは、どうするのですか？
A 9	身体の状況などにより本人が申込みできない場合は、家族や地域の方などによる代理申請が可能です。

Q10	避難支援者は誰が決めるのですか？
A 10	登録を希望される人は、いざという時にすぐに支援が得られるよう、なるべく近隣者の方に避難支援者になっていただけるようお願いしてください。 避難支援者がいなくても登録できますが、迅速な支援のためにも避難支援者を見つけるよう努めてください。